



事務連絡
令和元年 12月 13日

各都道府県・保健所設置市
自動車リサイクル法所管部局 御中

経済産業省製造産業局自動車課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための
使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）が本年6月14日に成立し、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第88号）が9月6日に、特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・環境省令第6号。以下「改正省令」という。）が12月13日に公布され、それぞれ12月14日に施行されることとなっている。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）においては、公益性の担保のため、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を欠格要件に規定し、引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業の登録及び許可の対象から一律に排除してきた。

しかし、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）に基づき設置された成年後見制度利用促進委員会において、同制度はあくまで財産管理能力に着目した制度であり、各資格、許可等において求められる能力とは質的なずれがあることが指摘された。具体的には、同程度の判断能力であっても成年後見制度を利用している者のみが各資格、許可等から一律に排除されてしまう点や、欠格条項が数多く存在していることが成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていること等の課題が示された。

そのため、整備法では、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であ

ることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格等から一律に排除する規定を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度に必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へ改正した。整備法により、自動車リサイクル法の関係規定が改正され、また、同法の実施のため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「施行規則」という。）における成年被後見人等に係る欠格条項についても、整備法の改正を踏まえ見直しを行った。

第二 改正の内容

1 欠格要件の見直し

使用済自動車の引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業等に係る欠格要件のうち成年被後見人又は被保佐人ではないことを求める規定について、自動車リサイクル法及び同法施行令において「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」へ改め、主務省令（施行規則）において「精神の機能の障害により（各業務）を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と規定した（施行規則第30条第1項第一号イの改正、第47条の2、第51条の2、第57条の2及び第124条の2の新設）。

すなわち、成年被後見人等であっても、業務を適切に行うに当たって必要な認知（外界を認識すること）、判断（物事の是非善惡を考え定めること）及び意思疎通（自らの考えを的確に相手に伝えること）を適切に行うことのできる者は欠格要件には当たらないものとし、他方、成年被後見人等ではなくとも、精神の機能の障害（認知症、知的障害、精神障害等）により必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者は、欠格要件に該当する。改正前後の対応関係について、下図に示す。

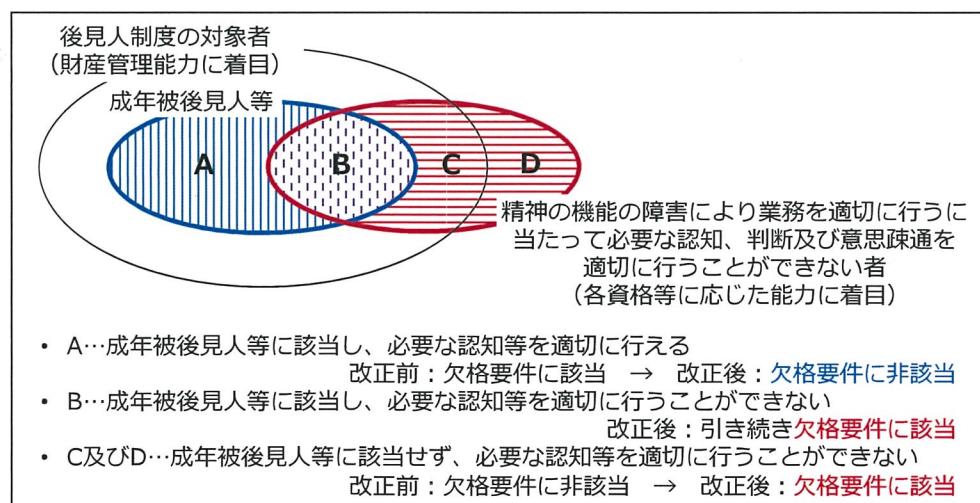


図 新旧欠格要件の関係

2 許可申請書に添付する書類

自動車リサイクル法第 61 条第 2 項、第 63 条第 2 項、第 68 条第 2 項、第 70 条第 1 項及び第 71 条第 2 項の主務省令で定める解体業及び破碎業の許可申請及び変更届出における添付書類について、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」にかえて、「法第 62 条第 1 項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」に改めた（施行規則第 55 条第 1 項第五号等の改正）。

第三 審査について

自動車リサイクル法の登録及び許可の申請にあたっては、同法第 43 条第 2 項（引取業の登録申請）、第 54 条第 2 項（フロン類回収業の登録申請）、第 61 条第 2 項（解体業の許可申請）及び第 68 条第 2 項（破碎業の許可申請）の規定に基づき、当該申請書に各欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付することとされている。すなわち、令和元年 12 月 14 日以降に行う登録及び許可にあたり、都道府県知事は、新規、変更及び更新の別を問わず、登録又は許可の申請を行う者に対し、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約させる必要がある。

また、今般の施行規則改正により、解体業及び破碎業の許可の申請及び変更の届出にあたり、「法第 62 条第 1 項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」を添付することとしているが、具体的には、当該申請者が当該欠格条項に該当するおそれがある場合に、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出させることが想定される。

なお、登録及び許可をした後であっても、報告徴収や立入検査、関係者からの情報提供等を通じて精神の機能の障害（認知症等）が疑われる場合は、同様に医師の診断書を求める等の対応を取ることを検討されたい。

第四 経過措置

今回の改正では、旧規定に基づく欠格要件には該当せず、既に登録又は許可を得ている者であって、新規定に基づく欠格要件に該当する者については、公益性を担保する欠格要件の性質に鑑み、経過措置は置かれていない。すなわち、改正省令の施行日以降、新規定に基づく欠格要件に該当することが明らかになった者については、都道府県知事は、自動車リサイクル法第 51 条第 1 項第三号等の規定に基づき、その登録又は許可を取り消すことができる。

第五 解体業及び破碎業の許可申請書に添付する書類に関する特例について

施行規則第 55 条第 2 項及び第 60 条第 2 項において、5 年以内に使用済自動車の解体業若しくは破碎業又は廃棄物処理業の産業廃棄物処理業の許可を得た者に

については、新規の許可申請にあたって、①住民票、②成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書、③寄付金額を記載した書類及び④登記事項証明書の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができるとされている。

経過措置を設けない整備法の趣旨に鑑み、施行日（令和元年 12 月 14 日）以前の許可証をもって欠格要件に該当しないことの証明をすることは適當ではない。住民票等の代わりとして許可証を求める場合にあっても、あわせて新規定に基づく欠格要件に該当しないことの誓約書の提出を求める等、適切に対処されたい。

第六 成年被後見人等の取消権及び引取業における例外

成年被後見人及び被保佐人は、制限行為能力者に当たり、これらの者が行った法律行為のうち一定の要件を満たすものについては、取り消すことができるとされている（民法第 9 条、第 13 条）。また、取り消された法律行為は初めから無効であったものとみなされる（同法第 121 条）。

整備法の施行後は、成年被後見人等が登録業者や許可業者となる場合も想定されるが、特に一般消費者を相手にする可能性がある引取業において、成年被後見人等が取消権を行使することによってその相手方が不測の損害を被るおそれがある。そのため、個人の引取業者については、引取業に関し行った行為の取消しを制限する規定を新設（自動車リサイクル法第十条の二）し、当該引取業者の行った行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないこととした。

他方、フロン類回収業、解体業及び破碎業については、取引相手は許可業者等の自動車リサイクルに関する専門事業者が想定され、取引関係に入るか否かを決するに当たり、当該登録業者又は許可業者の能力や適格性に基づき適切に判断することが期待し得る。したがって、成年被後見人等の取消権の行使によって相手方が不測の損害を被るおそれが高いとは言えないため、取消権を制限する規定は置いていない。

以上